

令和3年第13回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年9月17日（金） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

議案第51号 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について . . . P. 1

議案第52号 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について . . . P. 4

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について . . . P. 6

議案第51号

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和4年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和3年9月17日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
 - (1) 登載する者の数 32人
 - (2) 登載する者の氏名等 別紙のとおり
- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
 - (1) 登載する者の数 32人
 - (2) 登載する者の氏名等 別紙のとおり

(議案の根拠)

・検察審査会法第9条第1項、第10条第2項、第11条の規定による。

検察審査会法第9条第1項 検察審査会事務局長は、毎年9月1日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第10条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

第11条 市町村の選挙管理委員会は、第9条第1項の通知を受けた年の10月15日までに検察審査員候補者予定者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。

1

令和3年8月26日

福岡市早良区選挙管理委員会 御中

福岡市早良区長 殿

福岡第一検察審査会事務局長 矢ヶ部 博之

検察審査員候補者の割当員数等について（通知）

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴市区町村に対する令和4年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

つきましては、9月30日までに上記名簿に本籍を付して、福岡第一検察審査会事務局に送付してください（同法第11条、同施行令第15条の2）。

記

割当員数	第1群	8名
	第2群	8名
	第3群	8名
	第4群	8名
	合 計	32名



2

令和3年8月26日

福岡市早良区選挙管理委員会 御中

福岡市早良区長 殿

福岡第二検察審査会事務局長 東 條 幸 雄

検察審査員候補者の割当員数等について（通知）

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴市区町村に対する令和4年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

つきましては、9月30日までに上記名簿に本籍を付して、福岡第一検察審査会事務局に送付してください（同法第11条、同施行令第15条の2）。

記

割当員数	第1群	8 名
	第2群	8 名
	第3群	8 名
	第4群	8 名
	合 計	32 名



議案第52号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和4年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和3年9月17日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 登載する者の数 639人
- 2 登載する者の氏名等 別紙のとおり

(議案の根拠)

・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第20条第1項、第21条第2項、第22条の規定による。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第20条第1項 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年9月1日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第21条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

第22条 市町村の選挙管理委員会は、第20条第1項の通知を受けた年の10月15日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

〒814-8501

福岡市早良区百道2-1-1

福岡市早良区選挙管理委員会 御中

福岡市早良区長 殿

令和3年8月26日

福岡地方裁判所長 田口 直樹

— 裁判員候補者の割当員数等について —

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第20条第1項に基づき、裁判員候補者の員数について、福岡市早良区に639人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

ついては、9月30日までに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付してください（同法第22条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第10条）。



そ の 他

今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第14回	定例	10月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第15回	定例	11月19日（金）	午前10時	
第16回	定例	12月 1 日（水）	午前10時	
（令和4年） 第1回	定例	1月20日（木）	午前10時	